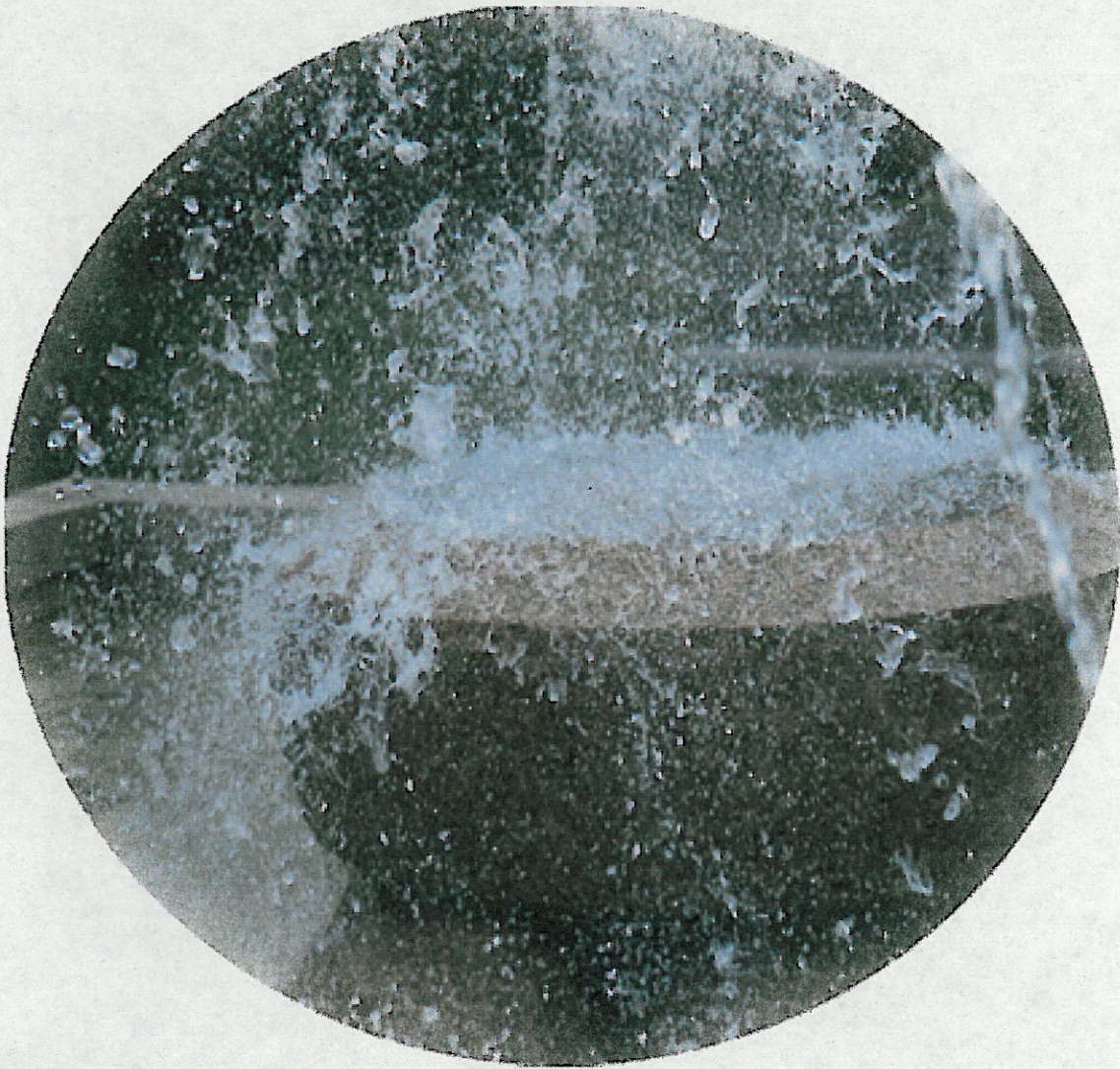


明日へつなぐ水と自然

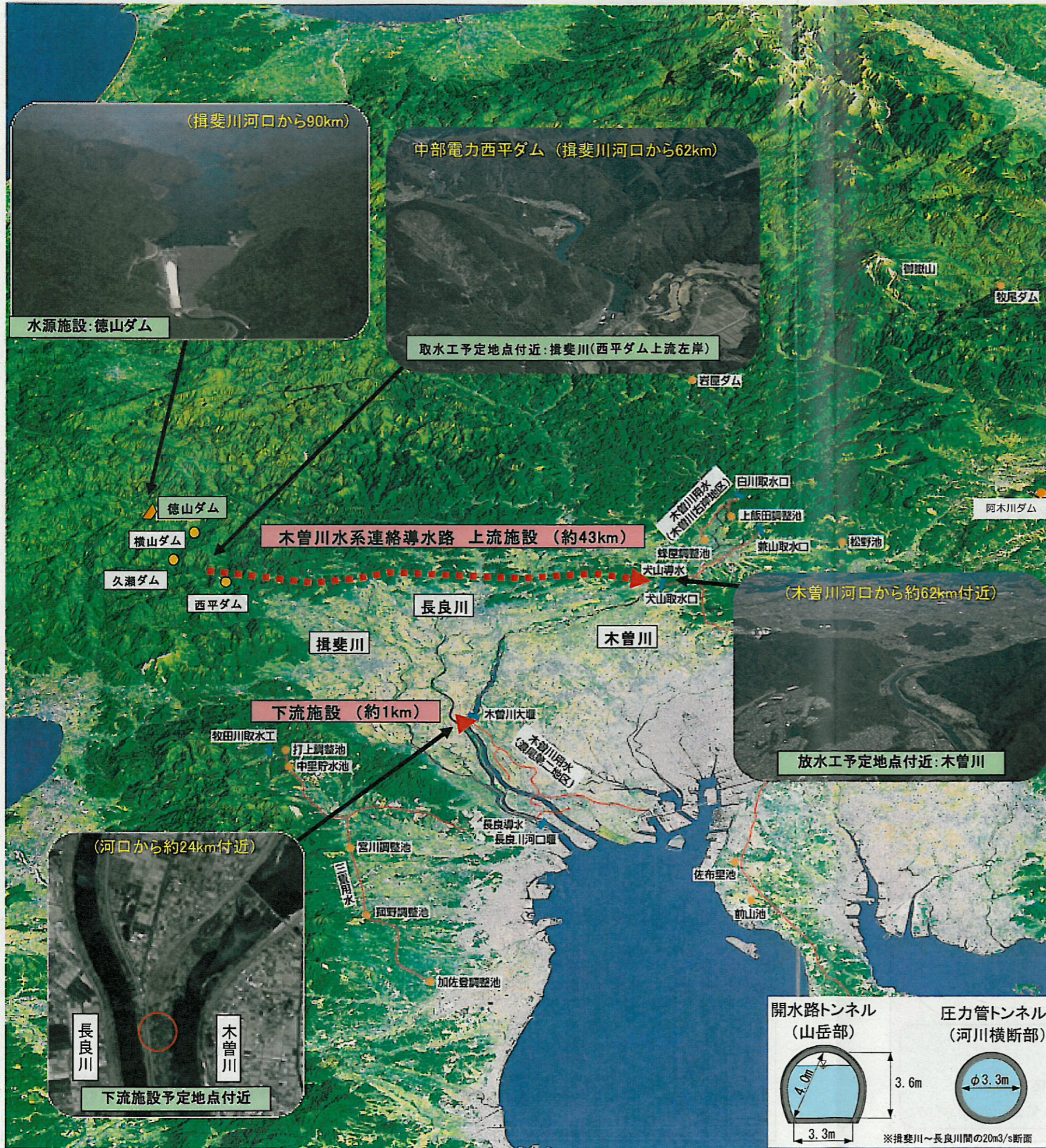
～ 木曾川水系連絡導水路事業 ～



水がささえる豊かな社会



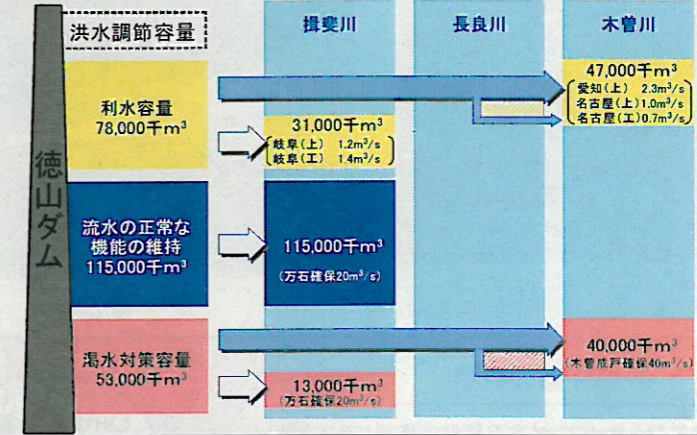
独立行政法人 水資源機構



木曽川水系連絡導水路事業の計画概要

事業の目的

- 環境**
 (1) 流水の正常な機能の維持(異常洪水時^{*}の緊急水の補給)
 木曽川水系の異常洪水時^{*}において、徳山ダムに確保された洪水対策容量内の4,000万m³の水を木曽川及び長良川に導水することにより、木曽成戸地点で約40m³/sを確保し、河川環境の改善を行います。
- 利水**
 (2) 水道用水及び工業用水の供給
 徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大4m³/s導水することにより、木曽川で取水できるようにします。
- ^{*}異常洪水時 … 10年に1回程度発生する規模の洪水より甚しい洪水。具体的には各ダムに確保された流水の正常な機能の維持のための水が無くなってしま時。



木曽川水系連絡導水路事業の計画概要

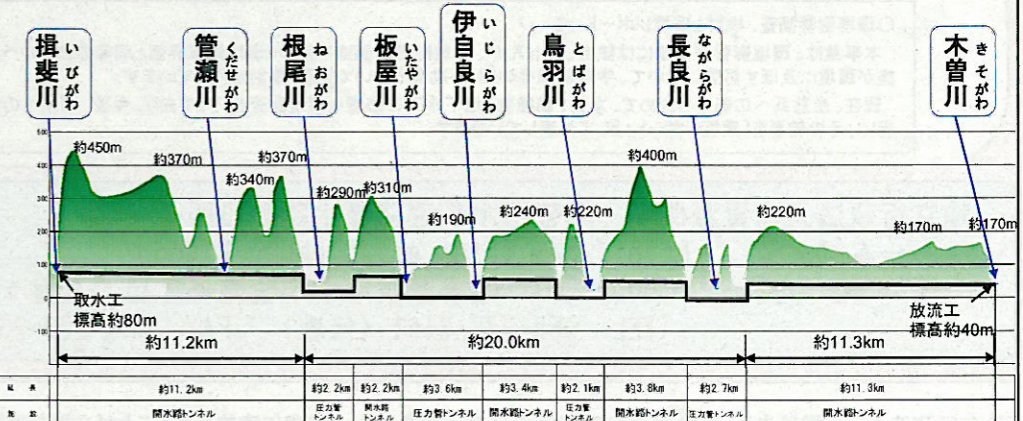
導水路のルート

導水路ルートは、地形・地質上の制約、経済性、河川流況改善区間延長及び利水供給可能区域等から、揖斐川西平ダム付近から木曽川坂祝地区に導水することを基本とします。
 また、長良川中流部の河川環境の改善及び事業費の軽減を図るため木曽川への導水の一部を長良川を経由するものとします。



木曽川水系連絡導水路(上流施設)縦断計画(案)概要図

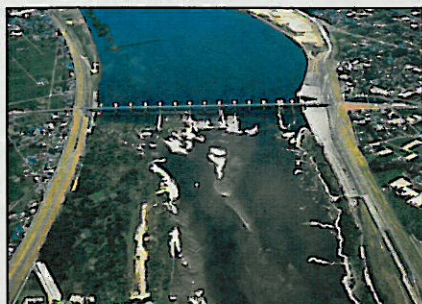
取水工と放水工との水位差は約40mで自然流下で流れます。 ※この縦断計画(案)は、今後の検討により変わることがあります。



木曽川水系連絡導水路事業の効果

1. 河川環境の改善効果

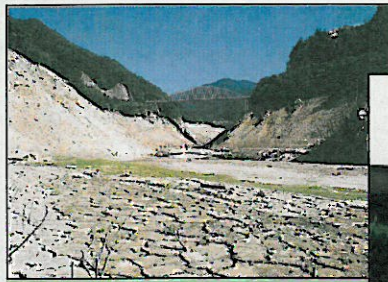
渇水時の川枯れ、瀬切れを解消するとともに、動植物の生育への影響を軽減します。



H6渇水時には、木曽川大堰からの放流量がほぼ0m³/sまで減少し、シジミの斃死等が発生

2. 渇水被害の軽減効果

渇水時における取水制限が軽減され、市民生活や社会経済活動への影響が緩和されます。



枯渇した岩屋ダム(平成6年8月)



給水車による給水(平成6年)

事業計画の概要

- 場 所【上流施設】取水工:岐阜県揖斐郡揖斐川町(揖斐川)
放水工:岐阜県加茂郡坂祝町(木曽川)
【下流施設】取水工:岐阜県羽島市・海津市(長良川)
放水工:岐阜県羽島市・海津市(木曽川)

<導水路路線検討区域>

揖斐川町、大野町、本巣市、岐阜市、各務原市、関市、坂祝町、羽島市、海津市

○目 的

- ・流水の正常な機能の維持(異常渇水時における緊急水の補給;最大16.0m³/s)
- ・特定利水の補給(愛知県及び名古屋市;最大4.0m³/s)

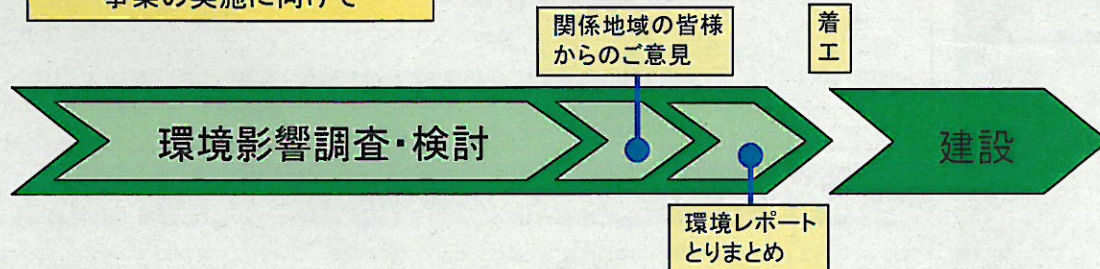
○工 期 平成18年度～平成27年度(予定)

○総事業費 約890億円

事業の経緯

- OH18. 4. 1:実施計画調査に着手(国土交通省)
- OH19. 8.22:以下の事項等を関係者間で確認
 - ・長良川を經由して導水する上流分割案
 - ・事業主体を独立行政法人水資源機構へ承継
 - ・平成20年度に新規建設の段階に移行
- OH19.11.22:木曽川水系河川整備基本方針を策定
- OH20. 3.28:木曽川水系河川整備計画を策定
- OH20. 4. 1:建設段階へ移行
- OH20. 6. 3:木曽川水系における水資源開発基本計画の一部変更
- OH20. 6.13:国土交通省から「承継の求め」
- OH20. 8.11:事業実施計画の認可申請
- OH20. 8.22:事業実施計画の認可
- OH20. 9. 3:事業実施計画認可の官報公示
- OH20. 9. 4:木曽川水系連絡導水路事業を水資源機構が国土交通省より承継
- OH20. 9. 4:木曽川水系連絡導水路建設所の発足
- OH21. 7.31:環境レポート(案)の公表

事業の実施に向けて



○環境影響調査、検討と環境レポート

本事業は、環境影響評価法には該当しませんが、環境影響評価法に基づく環境影響評価と同等の技術レベルで、当該事業の実施が環境に及ぼす影響について、学識経験者の指導・助言も頂いて調査・検討を行っています。

現在、生態系への影響も含めて、水質、動植物、地下水等の必要な環境調査を行っており、今後、環境への影響検討を適切に行い、その結果を「環境レポート」として公表していきます。

独立行政法人水資源機構 木曽川水系連絡導水路建設所

ホームページ <http://www.water.go.jp/chubu/kisodo/>

連絡先 〒500-8367 岐阜県岐阜市宇佐南4丁目18番10号

TEL 058-278-2161 (代表) FAX 058-278-2351 第2版(2009.08.07)

※独立行政法人：国民生活・社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業ではあるが、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、または独占的に行うことが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人。